鳥取県告示第48号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
山本整形外科クリニック	鳥取市南隈18	平成21年10月1日
あすなろ薬局	倉吉市上井町一丁目12-7	II.
明治町薬局	倉吉市明治町1031-34	n,
さくら薬局	倉吉市東昭和町158-2	n.
のぞみ薬局	東伯郡湯梨浜町田後223-1	n,
ゆり調剤薬局	東伯郡三朝町山田774	n,
たけうち耳鼻いんこう科	鳥取市里仁54-8	平成21年12月25日
鳥取ペインクリニック	鳥取市川端一丁目201	平成22年1月1日
ウェルネス薬局 宮長店	鳥取市宮長字下宝殿239-7	n .
徳吉薬局みなみ	鳥取市南町430	平成22年1月4日